

採用決定者が、次の期間内に、自己都合により退職したとき、又は採用決定者の責めに帰すべき事由により解雇されたときは、下記のとおり紹介手数料の一部を甲に返還する。

但し、会社都合による解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・ 入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・ 入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%